



TAKASAGO

高砂市 議会だより

発行
高砂市議会
〒676-8501 高砂市荒井町干鳥1-1-1
TEL(079)442-2101内(4330)
(079)443-9051(直通)
編集:市議会だより編集委員会

第146号
2008年(平成20年)2月



← 主な内容

2007年
12月
定例会

② ページ

12月定例会のあらまし

議案概要

12月定例会の日程表

③ ～ ⑦ ページ

一般質問

⑧ ～ ⑩ ページ

市民病院経営改善対策

特別委員会報告書

意見書

⑪ ～ ⑫ ページ

決算特別委員会審査報告書

(抜粋)

決算認定について

人事

12月定例会のあらまし

12月定例会市議会は12月10日から12月19日まで、10日間開催しました。

今期定例会は、市長が病氣療養のため、9月定例会に続き不在で行われませんでした。

まず冒頭、市長職務代理者副市長から今期定例会に提案された議案の提案理由の説明がありました。

今期定例会では報告議案3件、事件議案4件、条例議案3件、予算議案5件の、15議案について提案があり、本会議で熱心に質疑を行い、委員会では本会議での質疑で出された論点を踏まえ、詳細に審査を行いました。

一般質問では、10人の議員が、市政全般に対する質問を行いました。(質問要旨は3頁～7頁)

平成18年12月定例会において設置された市民病院経営改善対策特別委員会の報告が委員長からあり、特別委員会の調査は終了いたしました。(報告書は8頁～9頁)

9月定例会で提案され、閉会中の継続審査となっていた平成18年度各会計決算認定については決算特別委員会の審査が終了し、委員長報告があり採決を行いました。(結果及び報告書は11頁～12頁)

最終日には委員会に付託された各議案についての委員長報告と討論採決を行い、その後、追加提案された条例議案、予算議案及び人事案件を審査し、採決を行い、全て可決されました。(人事案件は別掲)

その後、「工場立地法の緑地面積の緩和について」と「兵庫県後期高齢者広域連合に関する条例について」の報告があり、質疑を行い、閉会しました。

今定例会での議案概要

可決した事件議案

- 訴えの提起について
- 加古川市、高砂市宝殿中学校組合の解散について
- 加古川市、高砂市宝殿中学校組合の解散に伴う財産処分について
- 加古川市、高砂市宝殿中学校組合の解散に伴う事務の承継について

道路新設改良事業

- J R宝殿駅バリアフリー化事業
- 宝殿中学校組合運営事業
- 文化財保護事業

陳情

採択

- 医療費の総枠拡大を求める陳情
- 保険でよい歯科医療の実現を求める陳情
- 悪質商法被害を助長するクレジットの被害を防止するための割賦販売法の抜本的改正に関する陳情書

不採択

- 後期高齢者医療制度の実施凍結と抜本的改善を求める陳情
- 国に対して「後期高齢者医療制度」の見直しを求める意見書の提出を陳情します。
- 「後期高齢者医療制度」に関する意見書採択を求める陳情書
- 「小規模工事契約希望者登録制度」創設の陳情書

可決した条例議案

- 高齢者住宅整備資金貸付条例を廃止する条例
- 高砂市立学校条例及び高砂市立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 高砂市立幼稚園保育料徴収条例の一部を改正する条例
- 高砂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

補正予算案の主な事業

- 庁舎等整備事業
- 福祉医療事業
- ごみ焼却施設運営管理事業

平成19年12月

定例会市議会日程表

会期 12月10日(月)～19日(水)

10日間

12月10日(月)

開会、市長職務代理者副市長の提案理由の説明

11日(火)

休会

12日(水)

質疑

13日(木)

質疑

14日(金)

一般質問

15日(土)

休会

16日(日)

休会

17日(月)

特別委員会、各常任委員会審査

18日(火)

各常任委員会審査

19日(水)

委員長報告、討論採決、諸報告、閉会

一般質問

市政全般に対する一般質問は、高砂市議会では、一人15分となっており、2回までの再質問が認められています。くわしい内容については図書館や各公民館に備え付けられている「兵庫県高砂市議会定例会議録」に収められていますのでご利用

下さい。(12月定例会の会議録は3月に完成する予定です。)なお、インターネットでも会議録の閲覧検索が可能ですので、ご利用下さい。

児童生徒の安全確保についてほか

藤森 誠

初めに、市長不在が続き、市民の不満の声が高まる中、副市長はじめ職員一丸での市政推進を強く要望する。

問 10月16日加古川市別府町で小学2年生女児が殺害される事件が、12月9日には尾上町で小学2年生の女児2人が暴漢に襲われる傷害事件が続発し加古川市では発生直後より市内や関係団体との協議を進め、数々の防犯対策を実施している。本市においても、同類の殺傷事件への防犯対策を早急に実施すべきと考えるが、当局の対応を確認する。

答 市内協議や本市生活安全推進連絡協議会などを通して、全市挙げての対策を検討したか。

答 事件翌日の早朝に高砂市としての対策を協議し、青色防犯パトロールの巡回強化、防災行政無線を通じた市内全域への午後5時の児童帰宅促進放送、高砂警察署との密なる連携、公用車の庁外使用に際しての職員の巡回、出勤及び退庁時の職員による不審者対応等、市全体として取り組んでいる。

問 通学路の安全確保はどうか。また、通学路の

変更や校区変更を検討してはどうか。

答 保護者の見守り、特に地域の方々の見守り等によって安全・安心な登下校に向けた取り組みを行っている。また通学路の点検等も行い、変更が必要である場合は、その都度、保護者と協議しながら変更を行っている。校区の変更については、教育委員会と検討を重ねている。

問 自治会や各種団体との防犯体制は図られているか。

答 全市民への協力要請などを進めようとしている。自治会及び各種団体との協議会を今後設置し、情報交換あるいは関係団体、関係機関、市民との連携、協力要請等について協議し、共同の防犯体制を敷いていきたい。

問 財政が改善されない中、効率的な市政運営に向け、庁内体制改善や職員の資質向上が最優先と考えるが、当局の見解は。

答 管理職選任は年功序列的でなく能力主義にすべき。これまでの年功要素を重視した横並び的な昇進制度からの脱却を図りつつ、選考による昇任入

事を現在行っており、今後は目標管理や勤務評定制度を活用し、人材育成に努め、適正な選考を前提に、昇任者を厳選し、意欲ある人材の登用を可能にする制度への移行に取り組んでいきたい。

問 働き甲斐のある職場づくりのため公平公正な勤務評価を徹底実施すべき。

答 平成17年度より、管理職に目標管理及び勤務評定制度を試行的に実施しており、評価の公平性、納得性を確保するため、自己評価、評価者との面談及び評価のフィードバックなど、評価制度の適正な運用や職員の人材育成や資質の向上に取り組んでいる。今後は、目標管理や勤務評定制度を活用して、職員の能力、実績を、給与は昇任に反映し、活力ある組織づくりを目指していきたい。

問 部や課の数と各部の担当業務が市民のために運営されているか。

答 さらに業務の検証を行い、組織改正に向けて進めてまいりたい。

財政健全化法における早期健全化と再生に関する各指標の基準が公表されました。平成20年度決算で一つの指標でも基準を超えた場合は、再建計画の策定が義務づけられます。地方公営企業には会計別に資金不足比率が適用され、その健全化基準は20%と決定されました。市民病院の19年度収支で資金不足25億円、医療収益に対する資金不足比率は約55%に上昇すると見込まれています。20年度の当該比率は約76%に達するのは必至です。基準を超えないためには、現在の医療収益では、20年度に少なくとも26億円の財源が必要です。これは本市の18年度決算での基金総額に相当します。過去の分だけでなく、今も毎日300万円近い赤字が発生し続けています。これ以上の赤字発生を早急に止めなければ、本体の財政も危機に陥ります。

市民病院の経営再建について

木谷 勝郎

問 来年度予算で26億円の財源確保は可能ですか。

答 20年度の予算編成、病院の経営実態、財政健全化基準といったもの、あるいは公立病院のガイドラインといったものが示されている。そういったものを総合的に勘案して、今後、その具体的な数字を決めていきたい。

問 赤字要因の分析が必要ではないか。

答 一つには、2年ごとの診療報酬改定による実質医療費の引き下げの影響。二つ目には、新臨床研修医制度発足に伴い、半減をした常勤医師。三つ目には、内科医師の減少、常勤医師不在の診療科における入院収益の減。四つ目には、国による医療費負担割合増に伴う患者の病院離れなどが上げられ、医療収益の減少が最大の要因と分析している。

問 医療収支の均衡が持続の条件ではないか。

答 現に存在する不良債務については、どこかで整理する必要があり、そのために、健全化計画でも検討をしてきたところである。

問 病院管理者の実質的権限を保障するため、例規改正の意思はありますか。

答 管理者の設置については、4条の趣旨により、高砂市の場合、高砂市病院事業の設置等に関する条例第3条の2に規定をしている。また、地方公営企業法第13条の代理規定により、高砂市病院事業管理者の職務代理者の指定に関する規程により、院長等を代理者として定めている。なお、法第13条に規定する職務代理者の選任については、あらかじめ規程等で定めておくこととされており、代理者の権限については管理者と同じであるとして理解している。

問 条例、規程の改正については、現在のところは考えていない。

条例、規程の改正については、現在のところは考えていない。

自治体病院の経営改善 ほか

砂川 辰義

自治体病院の経営改善

問 総務省の公立病院改革懇談会は、自治体病院の経営改革についてのガイドライン案を提示しました。具体的な作業は、今後、県とも十分検討協議していく必要はあるが、新地方行革指針の集中改革プランも進行中である。全国一律のガイドラインによって判断することは適当でないとの声もあるが、検討するための指標が必要なのも事実です。

答 このガイドラインに示されている、経営効率化、再編ネットワーク、経営形態の見直しについて伺いたい。

答 このガイドラインの、公立病院の目標値、医療収支比率の88・5%、あるいは経常収支比率の93・6%、これが平均値であるということから、ある程度目標値として置いていきたい。そのために、収益の確保、支出の抑制、これらが必要である。

再編ネットワークについては、東播磨二次医療圏の中における県立加古川病院あるいは加古川市民病院の機能分化、特化にあわせて、高砂市民病院も見直していく必要がある。特に、内科を重点とした病院であるので、それらを踏まえて検討

する必要がある。

経営形態の見直しについては、平成24年度までの間に、必要があれば、経営形態を含めて見直ししていく必要があるというふうに考えている。

5歳児健診の推進について

問 3歳児健診から就学前健診までの期間が発達障害にとって重要な意味を持つ。厚生労働省の報告によれば、3歳児健診では指摘されていなかったが、5歳児健診で疑いがあると診断も他市であります。早期発見で子どもたちを救うために、5歳児健診の導入について伺いたい。

答 厚生労働省においてモデル事業の位置づけであり、本市においては、もう少し経緯を見ながら検討していきたいと考えている。

子どもたちの通学路の安全性について

高砂市内において、交通事故の発生が懸念される危険な箇所対策はされていますが、道路幅員が狭く困難も事実です。

問 歩道の確保に苦慮箇所への対応について。

答 車両交通量が多い等で通学時に問題がある箇所については、地元自治会の理解のもと、各関係機関と協議の上、一方通行や通行規制等も含め対応している。

問 通学路、歩道のカラー舗装、カラーリングについて。

答 すべての通学路にカラー舗装を行うことは困難ではあるが、特に効果が見込まれる箇所については、今後、視覚的な対応について検討していきたい。

問 グリーンロードの規制を行っている通学路の実態について。

答 学校、PTA、地元住民が、児童生徒の通学の安全確保のため、警察に対し通学路の一部に通行規制等の交通規則の強化を要望し、警察が決定をしている。

問 通行規制を守らない車への対策について。

答 啓発を行うための看板の設置等を行うとともに、警察への取り締まり強化の要望もしている。

高齢者に負担増と差別医療をもたらす「後期高齢者医療制度」の中止を求める ほか

大塚 好子

問 高齢者は、一昨年の所得税、住民税の増税、国保料、介護保険料の値上げ医療費の窓口負担引き上げなどあいつぐ負担増に苦しめられています。

そんな中、75歳以上の人を対象に高い保険料を年金から天引し、払えない人からは保険証を取り上げる。保険で受けられる医療に差別、制限を持ち込む。世界でも例がない最悪の制度です。このような医療制度黙って許すことができるのか国に制度の中止を求める意見をあげるように求めます。

答 この制度は、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものにしていくためという大きな目標があり、より高齢者の医療・福祉の増進に向けて取り組んでいくので、理解をいただきたい。

問 妊婦健診は母体と胎児の健康を守る不可欠な検査です。近年「経済的理由」などにより妊娠してから一度も健診を受けず出産を迎える未受診分娩が増えていきます。未受診分娩は死亡率も高くなり非常に危険を伴います。厚生省は「妊婦健診の公費負担は最低でも5回は必要」と自治体に通知しています。高砂市は1回だけの助成です。最低5回以上の助成をすべきではないか。

答 県行革による補助金制度の見直しの結果を見なければならぬが、妊婦健診受診の機会促進を図る観点から有効な方策を考えていきたい。

多重債務者救済における行政の役割について

問 現在、全国で約1、600万人がサラ金を利用し、その約200万人が多重債務に陥っています。

答 多重債務者は限られた収入から取り立ての厳しいサラ金などの返済を優先し生活するのが精一杯ですから

国民健康保険料や住民税、公共料金など滞納の原因になっていきます。市が多重債務窓口を一元化し専門家と連携して問題解決をはかる過程で滞納の納付を約束してもらって取り組みを求めます。

問 平成20年度からは、多重債務相談を市民相談窓口で受けていくが、多重債務に関する問題は、滞納や生活相談を含め市役所各課とも関係するため、今後

も全庁的に連絡調整をとりながら対応していく。



ムダな公共事業削減の時代に「播磨臨海地域道路」は必要か

小松 美紀江

問 臨海道路の必要性に「姫路バイパスの渋滞」を上げているが、迂回路であり、有料なら渋滞はさらに増える。仮にバイパスが解消されても、さらに山陽道からの車が増え、市街地の渋滞はもっとひどくなり到底解消されるとは考えられないが見解を求めます。

答 国道2号バイパスとしての機能を有しており、通学路や住宅地への迂回車両の進入を防止するための機能及び地域産業の競争力を向上させる機能も有していると考えている。

問 山陽道への振り替えに効果は、はりま道するべには、通過交通が7%になつていますが台数計算のみで「キロ台数」を計算して、少なくとも30%以上はあると言われている山陽道や中国道への振り替えの方策を考へるべきではないですか。

答 通過車両の7%については、播磨臨海地域全域を一つのエリアとして、

国が調査した通過交通量で、ある。

問 財政負担と環境が破壊される。

答 高架道路が出来れば自然、景観、環境が破壊され、また将来、改修保全に莫大な財政負担となる。あまりにもずさんな問題だらけの計画で市民との矛盾が深まっていくと考えますが見解を求めます。

問 自然や景観、そして、公害への対応は重要なことであり、行政として十分に検討していかなければならぬ。

答 建設に伴う事業費については、ルート、構造等で左右されることが考えられる。「自動車依存」の社会をつづける限り「渋滞の悪循環」に陥り、また新しい道路をつくり渋滞を引き起こす、これは地球温暖化が待つたなしの時代に私たちが今、真剣に考えなければならぬ時ではないでしょうか。

問 高い国保料の引き下げを

答 国保料が高い最大の根源は国が国庫補助金を

削減したことにあり、国の責務(国保法)を果たすよ

う市は強く国に求めるべきではないでしょうか。

問 国庫補助の増額、あるいは収納率による調整交付金の減額措置についての廃止等、毎年要望をしている。

答 低所得者に減免制度を求めます。

問 県から4分の3の公的負担により、均等割額を軽減するなどの制度として措置をしている。

答 資格証明書の発行を中止せよ。

問 乳幼児、母子などの世帯には国保証の取り上げを中止すべくで発行基準の改善を求めます。

答 資格書の交付基準については、国保法で規定

をしており、1年以上滞納がある方については、資格書を交付するものとするとなつている。本市においても、1年以上滞納をしていない滞納者に接触を図り、納付相談の中で、対応している。

大きな公共と小さな政府、滞納問題について 井奥 雅樹

行政はスリムにサービスはもっと豊かに

千葉県我孫子市では「提案型公共サービス民営化制度」として1100以上の事業に対して、民間から民営化の提案を受けました。

問 高砂市にも同様に1100以上の事業があると思うが、洗い出して「市がやるべきこと」「民間がやるべきこと」など業務仕分けをきちんと行うつもりはありませんか。

答 市民サービス向上検討委員会において、公共サービス業務委託等の検討を行つており、すべての事務事業についての民間への移行の可能性調査を行い、公共サービスの最適な担い手を検討する予定をしており、その結果、民間移行の可能性の高い事業、または、民間移行により市民サービスの向上、経費削減等につながる事業については、計画的に民間委託等を実施していきたいと考えている。

滞納問題はキビシサ系とヤサシサ系で

私のスタンスは「滞納の原因にも厳しく、悪質滞納者にも厳しく」です。滞納の原因たる貧困や家族の事情などは相談業務でヤサシク。悪質滞納者にはキビシサ系で対応するべき。

問 福井県的美浜町では究極の手段として氏名公表を行つています。すでに悪質者へ行政サービス停止や差し押さえをした上で、さらに踏み込みました。

答 高砂市もせめて滞納状況の公表やひどい悪質人10人から徴収するということができませんか。

答 氏名の公表については、一定の滞納抑止効果があるかもしれないが、地方税法あるいは地方公務員法の守秘義務の関係から、慎重に取り扱わなければならない問題であると考えている。

問 滞納整理については、これはもう公平・公正の観点

から、滞納についてはぜひともなくしていかねばならない、解消に向けて最大限努力しなければならぬとは思っている。

問 複数の担当部から名前を自分たちだけでも把握すべきと思いますが、研究は進んでいますか。

答 滞納情報の共有化については、クリアしなければならぬ課題があることから、その取り扱いについては、体制の検討及び法令等の調査を行いながら、慎重に対応していきたいと考えている。



5年振りの菊花展、農林漁業祭のイベントに関して ほか 横山 義夫

5年振りの菊花展、農林漁業祭のイベントに関して

当初の目的は達成できませんでしたか。また来年度以降のイベント計画は。

菊花展は、市、財団、関係団体及び出品者による役割分担を行うなど、工夫して実施したところであり、経費の削減にも努め、当初の目的は達成できたと考えている。農林漁業祭は、市民に農林水産業に対する理解と協力を求めるとともに、農林水産業の活性化を図るといった目的は達成できたと考える。今後は、創意工夫を行うことにより、幅広い市民等の参加協力を得て開催をしていきたい。

青色防犯パトロール車について

本年度にはじめて1台を導入しましたが、防犯・防災効果や市民の反応などの成果は。近隣市の事件発生状況からすると増車も検討すべきでは。

市内全域を巡回する中で、市民の皆さんのご理解もあり、地域の安全に寄与していると考えています。市内の各種団体との密なる連携のもと、情報交換のための組織づくりや、公用車を活用したパトロール

ついで検討をしているところである。

県公営住宅米田団地の火災について

今回の火災のように土曜日・日曜日の休日や深夜での中高層ビルの火災の場合、はしご車も必要であり、市消防職員の人員だけで充分か。近い将来、広域行政も視野に入れる必要もあるのでは。

休日・夜間において、日勤職員がいなかったため、限られた人員での活動となるが、大規模災害及び特殊災害等については、メール配信により全職員に火災等の周知を行い、非常招集により応援隊の編成を行っている。

現在、兵庫県において、枠組み等を織り込んだ消防広域化推進計画が策定されている状況であり、その計画を受け、県、関係各市と具体的に協議をしている。

米田団地の火災に対応する市の消火栓の数は、民間の住宅地に比べ極端に少ない。今後の設置計画は。

消防活動上、特に必要な場所への設置は、水道管の布設がえ等を考慮し計画したい。

既存住宅に対する設置期間は平成23年6月とされているが、まず、市が市営住宅に率先して設置してからの市民に要請をすべきと考えるが、設置計画及び概算費用は。

平成22年度までに全戸(225戸)施工する予定であり、設置経費については、1戸当たり約1万円を見込んでいます。

昇任・昇格に伴う人件費増について

民間会社では人件費の急激な上昇を抑えるために定期昇給・昇任・昇格の原資を設定している。

18年度4月に実施した給与構造改革において、平均4.8%減額された新たな給料表に改定するとともに、高砂市独自の改革による昇給の延伸の効果はあらわれている。

現在、具体的なものは考えていないが、今後も国の制度改正、他市の動向に配慮していきたい。

道路橋の安全・安心対策 ほか 北畑 徹也

道路橋の安全・安心対策

現在、道路橋梁は古いものはすでに建設から50年を超えています。橋梁の更新の目安は一応、50年とされています。高度経済成長期に集中して整備された多くの橋梁が建設以来40年を経過し、損傷が目立ち始めています。

さて、平成18年度高砂市統計書に依れば17年度末現在、橋梁総数368橋、総延長7,658mとあります。内訳は国道21橋、県道39橋、市道308橋です。

国土交通省では各地方団体に対し、予防的な修繕、および長寿命化修繕計画に助成する制度を創設しました。計画に位置づけられた修繕と架けかえのみが補助の対象となる為、しっかりと計画をつくらねばなりません。今の高砂市の考え方、今後の取り組み計画等お示し下さい。

長寿命化修繕計画は、従来の事後的な修繕及

び架けかえから、予防的な修繕及び計画的な架けかえへと、円滑な政策転換を図るとともに、橋梁の長寿命化並びに橋梁の修繕及び架けかえに係る費用の縮減を図りつつ、地域の道路網の安全性、信頼性を確保することを目的としている。

市においても、県、近隣市の対応状況も見ながら、平成25年度までに長寿命化修繕計画を策定して、橋梁の安全・安心を確保したいと考えています。

農地の遊休化について

日本の食料自給率(カロリーベース)が39%と、13年ぶりに40%を割つた。高砂市に考えても工業の発展の割には農業が衰退している。荒廃化した田が目立つ。農地の利用改善策は計られているのか。

転じて自然に親しみ、土に馴染む、園芸植物や野菜栽培を希望する若い高齢者市民の人々も増えるでしょう。

う。行政側から積極的に市民農園的な事業開催などは近い将来、考えられないのでしょうか。

遊休農地は、生産調整制度がある限りさらけられない問題であり、荒廃化も懸念をされている。現在、レンゲ、菜の花、コスモス等の景観作物の種子を希望する農家へ無償配布し、農地管理の一助とするなど、その解消に努めている。

市民農園に関しては、従来からJAの協力のもと、遊休農地の利用による市民農園の開設を推進しており、今後、兵庫県、JA、地権者と連携し、遊休農地の活用及び市民農園の増設などについて協議を進めて、農地の荒廃の防止、農業従事への機会の確保に取り組んでいきたいと考えています。

市民農園に関するお問い合わせは、市民農園課まで。



地域福祉の充実

ほか

鈴木 利信

暴力団(エセ右翼・エセ同和)と対決する市の姿勢

松本 均

地域福祉の充実

問 11月末、曾根町において、介護疲れにより、老夫婦が無理心中を図るといふ事件があった。老老介護の現状把握や地域の見守り体制は。

答 現状把握はしてはいないが、要援護者の調査を毎年行っており、その中で、老老介護の側面は把握できるものと思っている。社会福祉協議会とも連携をし、民生委員、児童委員を初め、自治会、婦人会、老人クラブなど地域の各種団体の皆様のご協力を得て、要援護者への見守りを行っている。

問 多重債務と滞納処分

問 滞納処分の統一基準と宣言をすべきでは。

答 徴収法、地方税法等の規定の中で、手続等の一定の基準は定められている。滞納者について、臨戸訪問、納付相談を通じて、納付催告等、滞納にならないよう指導を行っている。

問 滞納状況の把握と横の部署との連携体制は。

答 納付催告をしても納付不履行となったものについて、徴収法及び地方税法に従い、財産調査等

を行うなど、計画を立てて、差し押さえ等の滞納処分を見据えた対応をしている。

問 多重債務に対する相談については、市民相談係を窓口として、消費生活相談にも連携をとり、全庁的な体制を構築して、対応していきたいと考えている。

問 特別支援教育の現状について

問 個別指導計画の策定状況は。

答 教育委員会において様式と方法を提示し、各学校で個別の指導計画を作成、活用している。指導困難なケースの対応は。

問 個別の指導計画をもとに、専門的な機関と連携を図り、支援体制や支援方法の工夫改善に努めていく必要があると認識している。

問 スクールアシスタント配置事業の方針は。

答 事業の重要性を要望し、県からは、3年間の経過措置を検討するというような連絡をいただいている。ネットいじめについて

問 高砂市のいじめの状況と暴力行為の現状は。

答 記名方式で調査した結果、今、いじめで悩んでいることがありますが、その問いに「はい」と答えた小学生は118名、4・1%で、中学生は71名、2・5%であった。

問 ネットいじめについて、高砂市の現状と対策は。

答 ブログやホームページに中傷する書き込みを数件把握しているが、人物を特定できないため、直接の指導が行えていないのが現状である。

問 情報モラル指導実践キット

答 クオアガイドを各学校に配布するとともに、教職員を対象にした研修会も実施し、情報モラル教育を推進している。

問 犯罪被害者支援窓口の設置と研修を。

答 企画総務部の危機管理室を窓口として、庁内各部署と連携をとりながら、犯罪被害者の方々の相談に適宜対応すべく体制の強化を図っていきたい。

問 暴力団とは善良なる市民の生活を脅かす、アウトロー集団のことであるが、暴力団と同様に、国粋主義や人権・同和を標榜する団体にも、大阪、京都、奈良などの事例のごとく、有形無形の暴力を背景にしての、無言の威圧感と恐怖感を相手に与えて、利権獲得活動に暗躍するという実態もある。これまで高砂市では、悪質な不当要求を繰り返す人物に対しても、声の大きな運動団体に対しても腰が引けているかの弱腰の感がある。今後、市には組織を挙げて、アウトローや不当要求行為に、毅然とした対決姿勢を取ることを望みたい。

問 暴力団とは善良なる市民の生活を脅かす、アウトロー集団のことであるが、暴力団と同様に、国粋主義や人権・同和を標榜する団体にも、大阪、京都、奈良などの事例のごとく、有形無形の暴力を背景にしての、無言の威圧感と恐怖感を相手に与えて、利権獲得活動に暗躍するという実態もある。これまで高砂市では、悪質な不当要求を繰り返す人物に対しても、声の大きな運動団体に対しても腰が引けているかの弱腰の感がある。今後、市には組織を挙げて、アウトローや不当要求行為に、毅然とした対決姿勢を取ることを望みたい。

問 10月に加古川市で小学2年生女児が、何者かに自宅前で殺害されるという、悲惨な事件が起きています。この件に関連しては、子どもたちを守るために、各校園に対してどのような指示指導がなされたのか教育長にお尋ねしたい。

答 各学校において、不審者についていかない、車に乗らない、すぐに逃げするなど、指導を徹底している。また、こども110番の家の場所を子供たちに確認させている。

問 本年4月より発足した市の危機管理室であるが、その体制と、担当する職務内容の説明を求める。

答 人員については、室長以下7名で編成をして

おり、防犯、防災、不当要求、国民保護計画などの事務を担当している。不当要求者への対応に当たっては、兵庫県警本部の現職警察官を配置しており、職員に対しての不当要求対応研修の講師もお願いをしている。

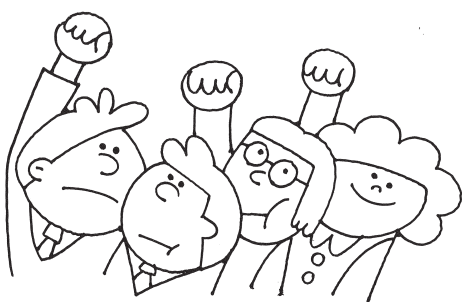
問 10月に加古川市で小学2年生女児が、何者かに自宅前で殺害されるという、悲惨な事件が起きています。この件に関連しては、子どもたちを守るために、各校園に対してどのような指示指導がなされたのか教育長にお尋ねしたい。

答 各学校において、不審者についていかない、車に乗らない、すぐに逃げするなど、指導を徹底している。また、こども110番の家の場所を子供たちに確認させている。

問 本年4月より発足した市の危機管理室であるが、その体制と、担当する職務内容の説明を求める。

答 人員については、室長以下7名で編成をして

「さすまた」の配備と、警察署に依頼しての防犯指導をいただくよう提言をし、市では私の提言を受けて、すぐに実行されたことは、その効果大であると評価したい。今後も警察との連携を密にされて、子どもたちの安全確保に取り組んでいただきたい。



以前、大阪池田市の小学校にて、児童が暴漢に殺傷される事件が起き、私は、この議会の場において、市内各校園に捕り物道具の

平成19年12月19日

高砂市議会議長
今竹 大祐 様市民病院経営改善対策特別委員会
委員長 福元 昇

市民病院経営改善対策特別委員会報告書

本委員会は、「市民病院経営改善対策についての調査・研究・並びに進捗状況の把握」を主な目的として、平成18年12月定例会において設置され、平成19年1月17日に第1回の委員会を開催して以来、12月17日まで計14回にわたり、調査・審議を進めてきたところであるが、委員会において各委員から出された政策的判断を伴うような質問や意見に対しては、明確な答弁や方向性が示されなかった。さらには、12月末で循環器科常勤医師2名及び内科常勤医師1名の退職が判明し、市民の市民病院に対する不安、不信が増大し、病院の経営健全化はますます厳しい状況となった。

このようなことから、本委員会として、今までの調査・審議の内容を踏まえ、市民病院の経営改善対策に対する提言を取りまとめ、本委員会での審議を終えることとした。

本委員会は、6月に中間報告として、それまでの委員会審議の報告を行ったが、3月末で退職した院長の後任人事が6月21日まで決まらなかったこと等が影響し、健全化計画の策定は遅々として進まず、5月25日の第5回の委員会でやっと健全化計画の素案の素案が示されただけにとどまり十分な内容を報告するまでには至らなかった。

また、市長が病気療養のため、8月20日から不在という事態となり、健全化計画の策定スケジュールがさらに遅れることとなった。

今後も医師の確保が厳しい状況が予想されることや、地方公共団体財政健全化法及び病院健全化ガイドラインへの対応等を考えると、平成20年度の予算編成と同時に国・県の動向も踏まえ、市民病院としての位置付けを抜本的に検討する必要があると判断するものである。

高砂市民病院の経営改善対策に対する提言

1. 医師の確保について

医師の確保については、9月定例会で医師の給与改善が行われたところであるが、さらに、勤務医師の職場環境の待遇改善に努めること。

なお、採用に当たっては、目標を明確にした獲得計画を策定すること。

また、女性医師の確保のための環境整備についても積極的に研究し努めること。

2. 病床数、人員体制について

健全化計画での医師数は最大で42名となっており、今後も急激な医師数の増加が見込めないことから、医師数に見合った病床数の削減、診療科の見直し及び事務職員・薬剤師・看護師等の人員体制の見直しを図ること。

見直しにあたっては、病院の経営状況を判断する場合に用いる病床稼働率、医業収支比率、給与費比率等の経営指標を明確にすること。

3. 一般会計からの財政支援方法の明確化について

一般会計からの特別繰入れは、悪化した市民病院の経営改善のためには十分な検討をせざるを得ない状況にあると認識するが、繰入額や繰入れ時期ならびに今後の不良債務の増加抑制策等の支援方法について市の方針を明確にし、早急に中期財政計画に具体的数値を示し、十分検討すべきである。

その支援方法は、地方公共団体財政健全化法及び総務省が検討している「病院健全化ガイドライン」への対応を踏まえたものであること。

また、一般会計等からの低利子あるいは無利子貸付による利子の軽減についても研究及び検討のこと。

その他、市の学校からの給食調理員の受入れに対する職員給与の補てんも検討すること。

4. 病院事業管理者の選任について

現状では、院長が病院事業管理者の職務代理者として、その職務を行っているが、院長自身も診療行為に従事しているため負担が大きく、経営改善に専念できる状況ではない。責任体制の明確化からも早急に病院事業管理者の選任に取組み、全職員が一丸となって経営改善に取組める体制整備に努めること。

その人選については慎重な判断が必要となるが、病院事業管理経験者だけでなく民間の経営管理経験者又は市や県のOB等も対象とし、採用に当たっては公募などの手法も考慮すること。

また、選任された病院事業管理者には病院の予算編成、人事等法令上規定された権限を付与されたものであること。

5. 健全化計画の実施について

院内で行う健全化計画の実施状況の検証や進捗状況の管理に加え、有識者、医師会、県関係者やコンサル等外部を交えた協議会を設置し、定期的に検証、評価を行うことや、国のガイドラインにあるように外部監査の導入実施も考慮すること。

6. 市民への定期的な公表、PRについて

市民の病院に対する信頼回復のためにも、病院の経営健全化計画および経営改善への取組み状況については、市民へ定期的に市広報やホームページ等を用いて、実施内容や改善事例等について公表、PRに努めること。

以上のとおり、本委員会として提言するものであるが、「高砂市民病院」はこれらの提言を受け、公立病院としての経営が厳しさを増す中で、なおかつ医療内容の一層の充実が求められていることを直視し、市民に信頼され、必要とされる病院となるためにも、安定した経営基盤を確立する必要がある。

そのためにも、全職員が当事者意識を持って目標期間内に健全化計画を実行し、従来からの経営改善方策に加え、さまざまな見直しを行い、自立し安定した病院運営を目指さなければならない。

以上で、市民病院経営改善対策特別委員会の報告を終わるが、これで高砂市民病院の経営健全化が確実なものとなったわけではない。

むしろこれから計画を実施していく上で発生するであろう事態への対応の方が、より難しくなる事は容易に想像できるものであり、院長を先頭に全職員が一丸となって、さらなる院内の行革を行い経費削減に努め、今後の経営改善に一層の努力を傾注されることを期待するものである。

最後になりましたが、委員会設置以来委員会の運営に十分でない事が多々ありましたにもかかわらずご協力いただきました委員各位並びに、ご苦勞をおかけした皆さんに心から感謝の意を表しますとともに、今後、病院所管の常任委員会と議員の皆さんのさらなるご協力をお願いいたしまして、特別委員会の報告を終わる。

割賦販売法の抜本的改正に関する意見書

高齢者に対する寝具・リフォーム工事等の次々販売被害、呉服等の展示会商法等、クレジット悪質商法被害が全国で多発し、ついには、多額のクレジット債務に負われた消費者が自らの命を絶つ深刻なケースすら発生している。

こうした被害が発生する要因としては、クレジットは、代金回収と商品の引渡しを分化したシステムであり、販売事業者が消費者の資力等を無視した勧誘を行うなどの構造的危険性を有しているにも関わらず、現行割賦販売法が被害防止に向けた法改正を行ってこなかったこと等が挙げられる。

よって、政府においては、クレジット悪質商法被害の防止と消費者の被害回復、さらには消費者にとって安心・安全なクレジット社会を築くため、割賦販売法を改正するとともに、下記事項についての措置を講じることを強く要望する。

記

1 クレジット事業者の既払金返還責任（無過失共同責任）

被害の集中する契約書型クレジットについては、クレジットが違法な取引に利用された場合、クレジット事業者は、既払金返還を含む無過失共同責任を負うものとする。

2 クレジット事業者の不適正与信防止義務

契約書型及びカード式も含め、クレジット事業者は、違法な取引にクレジットが利用され、顧客に被害が発生することを防ぐための調査等、不適正な与信を防止する義務を負うものとする。

3 過剰与信防止義務

クレジット事業者に、過剰与信を防止するための調査義務等を明記し、さらに過剰与信防止義務違反については、民事効を認める等、同義務が実効性のあるものとする。

4 契約書型クレジットに関する規制強化

契約書型クレジットについて、カード式同様登録制度を導入し、且つ契約書面交付義務を明記すること。

5 原則として指定商品（権利・役務）制及び割賦要件を廃止し、支障のある取引については、ネガティブリストにより対応するものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年（平成19年）12月19日

医療費の総枠拡大に関する意見書

2006年6月の通常国会において医療制度改革関連法案が可決成立したところであるが、急激な少子高齢化現象が進むわが国において、医療制度改革は避けて通れない重要な課題である。

しかしながら、高齢者の増加が国民医療費を急騰させるという予測に基づき、高齢者の自己負担増や療養病床の大幅削減といった各種の医療費抑制策が打ち出され、また、医師不足の拡大や、新たな看護基準の導入によって看護職員が不足するなど、国民が安心して受けられる医療の提供体制に不安が強まっている。

日本の医療費は先進30カ国中21位で最低基準であり、こうした地域医療の危機を打開するためには、医療費の総枠拡大が必要である。

よって、政府においては、国民すべてが等しく安心できる医療体制を確立するため、下記事項について強く要望する。

記

・地域医療に必要な医師、看護師を増やし、また患者負担を引き下げのために、先進国並みの医療費水準へ引き上げる計画を策定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年(平成19年)12月19日

高砂市議会

保険でよい歯科医療の実現を求める意見書

歯や口腔の機能が全身の健康、介護、療養上の改善に大きな役割を果たすことが厚生労働省の厚生労働科学研究所等で実証されている。その結果として医療費を抑制する効果があることが兵庫県歯科医師会等で実証されている。

しかしながら、公的医療費の抑制により患者の自己負担が増大し保険で歯科診療を受けにくくなっている。

また、実質的に医療内容を左右する診療報酬は過去3回続けて引き下げられ、そのうえ歯科では現在普通に行われている、金属床の入れ歯、セラミックを用いたメタルボンド、レーザー治療などは保険に取り入れられていない。

よって、政府においては、医療費の総枠を拡大し、患者負担を増加させることなく、保険でよい歯科医療を確保するため、下記事項の実現について強く要望する。

記

- 1 患者負担を軽減すること。
- 2 良質な歯科医療ができるように診療報酬を改善すること。
- 3 安全で普及している歯科技術を保険診療に含めるようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年(平成19年)12月19日

高砂市議会

道路の中期計画の策定、道路特定財源諸税の暫定税率延長等に関する意見書

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な施設である。

高齢化、少子化が進んでいる中、活力ある地域づくり・都市づくりを推進するため、高速道路を含む道路の整備は、より一層重要となっている。

安全で安心できる暮らしの実現、また、地域格差の解消、地域の活性化を図るため、高砂市域においても道路整備に対し住民から強い期待が寄せられている。

昨年末に、道路特定財源の見直しに関する具体策が示され、見直しの作業が進められているが、道路整備に対する国民のニーズは依然として高いことを踏まえ、引き続き道路整備の推進が強力に図られるよう下記事項を強く要望する。

記

- 1 今後の具体的な道路整備の姿を示した中期計画において、真に必要な道路の整備・管理に必要な事業量を確保すること。
- 2 受益者負担の趣旨にそぐわない一般財源化や転用をすることなく、全て道路整備を強力に推進するために充てること。
- 3 各地方で行われる道路整備が滞ることなく着実に進むよう、平成20年度以降も次の措置を講ずること。
 - (1) 道路特定財源諸税の暫定税率を延長すること。
 - (2) 地方道路整備臨時交付金制度を継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2007年(平成19年)12月19日

高砂市議会

平成19年12月19日

高砂市議会議長
今竹 大祐 様高砂市議会決算特別委員会
委員長 鈴木 利 信

決算特別委員会審査報告書 (抜粋)

「経過」

付託年月日 平成19年9月21日
審査年月日 平成19年10月22日、29日、31日
11月5日、7日、9日、14日、19日、27日

<意見>

我が国の景気は穏やかな回復傾向が続き、企業部門も好調であると言われている。政府においても、構造改革を加速・拡大し将来的に対応できる仕組みを作り上げるため、「改革なくして成長なし」「民間にできることは民間に」「地方にできることは地方に」との方針の下、民間への業務の解放、規制緩和を着実に実施してきた。

国と地方の関係においても、政府は先の小さな政府論を具現化する政策として三位一体の改革を推進してきた。この政策の一環で進められた国から地方への補助金・負担金の廃止縮減と地方交付税の見直し、一方、地方自治体の財源対策として税源移譲を行い地方の自立を促すというものであったが、現実には補助金と地方交付税は大幅に削減されたものの、税源移譲はその削減の全てを補うものではなく、財政難はさらに深刻化したという地方自治体の声が多く囁かれた。

このような地方自治体を取り巻く環境下において、平成18年6月に北海道夕張市の財政破綻という衝撃的な事態が発生し、自治体関係者の間では第二、第三の夕張市が出現するのとも時間の問題であるという指摘もあった。

本市においても例外ではなく、財政再建のため平成15年度から第3次行政改革を推進し、効果額においては当初の計画額を上回る成果を達成し、危機的な財政状況は一時的に回避できたが、依然として厳しい状況が続いていることに変わりはない。

特に市民病院の不良債務及び国民健康保険事業特別会計の実質収支の赤字また将来的には土地開発公社保有地の引き取りなど財政面への負担要素が多くある。

しかしながら、事業の遅延理由の全てを財政問題に転嫁することは許されることではなく、如何なる状況下においても市民に安定した行政サービスを提供することは行政の責務であり、そのためには「さらなる改革」を推進しなければならない。

今後の改革の推進にあたっては、従来から実施してきた事業の見直し等によるカット方式はほぼ限界に達しており、新たな取り組みとして、行政評価や人事評価制度を整備し、それを行政に反映させる仕組みを構築し、その中で特に職員の意識改革を図ることが重要な要素ではないか。

また、従来の閉鎖的と言われている行政運営から積極的に情報を開示提供し、住民と議会と行政が問題意識を共有することも肝要である。

いずれにしても、常に効率的な行政運営を心がけ、本市の財政状況、今後の地方自治体を取り巻く社会経済情勢を的確に予測すると共に、今後予定されている事業については、最小限の経費でその事業本来の目的を達成する手段を構築し推進されることを強く要望する。

なお、今回の決算審査の特徴的事項として、前年度のフォローアップのみならず、16・17年度重複している指摘事項のフォローアップ報告を求めたことや、18年度中の議会による指摘事項のフォローアップ報告を求めたこと。また滞納問題については重点的取り組み、最終日には副市長、税・料等滞納整理対策会議の委員長に出席を求めて、高砂市の今後の全体的な方針を確認したことが挙げられる。

<全般的事項>

職員数については定員適正化計画に基づき正規職員を削減し、事務事業の見直しを行う等、効率的な事務執行に努めているが、18年度において臨時職員等の賃金が全会計ベースで約5億円執行されている。各部署において正規職員を精査し、人件費を削減した経緯を踏まえ、正規職員削減の効果を見出すためにも、臨時職員等の任用については再度必要性を十分に検討し実施されたい。

管理職の削減については、市長のマニフェストにも掲げられており実施されつつあるが、より効果をあげるためにも機構改革も含めて検討されたい。

滞納整理については従来から再三指摘をし、徴収について新たな対策を講ずるなど努力はされているが、市全体として取り組みの一貫性が見受けられない。税料等滞納対策会議において種々協議は行っているが、単に情報交換の場となっているのではないかと。今、必要なことは全庁に亘る横断的な取り組み方針の確定と指示命令である。

悪質な滞納については毅然とした態度で対応できるように職員も細部に亘り検討を行い、財政運営の基本原則である「入るを量りて出ざるを制する」を念頭において一層の努力をされたい。

<一般会計>

歳入

保育料の徴収体制については、私立保育園に委託するなど、徴収率の向上を目指して改善している。しかしながら、一部悪質な滞納者も残されているのも現況としてある。

入所許可時に保育料を滞納されたときの対応を明確に説明するとともに、従来の収納方法に加え新たな手法の検討もを行い、さらに滞納対策を強化されたい。

歳出

本市の懲戒処分にかかる停職期間は「高砂市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例」に1日以上1箇月以下と規定されている。

他市では6箇月以下、1年以下と規定されているところもある。本市の場合、1箇月を超える停職に該当するものは、免職処分となり見方によれば厳しい対応と言えるが、条例の見直しを現在検討していることでもあり、以上のことも踏まえてより厳しい方向で十分検討されたい。

高齢者虐待、児童虐待、DVについて、通報があれば状況を正確に把握し、緊急を要するものについては迅速に関係機関等と連絡をとり対応されたい。また、対応後も発生状況の分析を行い、再発防止のため継続的に見守りを続けられたい。

農地の無断転用件数が多い。18年度は29件の是正指導をされているが、今後も綿密な調査を実施し、違法な状態になっている土地については厳しく指導されたい。

市営住宅について、普通市営住宅495戸の内、168戸が空家となっている。新たな入居者の募集は行わないという方針ならば、管理面からも老朽化した家屋は解体処分すべきと考えるが、厳しい財政状況の中、財源確保の手法も含め検討されたい。

また、住宅の駐車場に関しても現況確認を実施し的確な管理を行われたい。

消防本部の緊急情報伝達指令システム整備工事及び消防用備品の購入に関し、特殊なものであることから高率で落札されている。本市の財政状況を踏まえ、他市の状況を調査し少しでも安く整備又は購入できるよう検討されたい。

<特別会計>

下水道事業特別会計

雨水浸水対策について、平成19年3月の建設経済常任委員会でも指摘したが、雨水排水計画は広域的に検討すべきであり本市のみで解決できる問題ではない。県、加古川市等と積極的に協議し進められたい。

病院事業会計

病院管理者の設置については17年度決算委員会においても指摘しているが、職務代理者を設置することで法的な問題は無いとの回答を得ている。

しかし、現在の厳しい経営状況を医師等と一体となって打破するためにも、管理者の設置は必要と思われる。当局は人材を求めているという回答ではあるが、積極的な対応をされたい。

このほか全会計で30項目を指摘した。

平成18年度決算認定について

- | | |
|------------------------------------|-----|
| ・平成18年度高砂市一般会計歳入歳出決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市水道事業会計決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市工業用水道事業会計決算認定について | 認 定 |
| ・平成18年度高砂市病院事業会計決算認定について | 認 定 |

本会議・委員会は

どなたでも傍聴できます。

次の定例会は3月に開会の予定ですので、日程その他詳しいことは443 - 9051 (議会事務局) までお問合せください。

人 事

教育委員会委員を任命するにつき同意いたしました。

高砂市米田町

吉 田 美 香